情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成19年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例

(情報公開条例の一部改正)

第1条 情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、開示請求があっ|第7条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、開示請求があっ たときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記 録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなけれ ばならない。

## (1) 「略]

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、牛年月日その他の記述等により特定 の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特 定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個 人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利 益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

# ア・イ「略]

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員 及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報 の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する 独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭 (行政文書の開示義務)

たときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記 録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなけれ ばならない。

改正後

## (1) 「略]

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、牛年月日その他の記述等により特定 の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特 定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個 人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利 益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

# ア・イ「略]

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平 成13年法律第140号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。 以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)

和25年法律第261号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政 法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規 定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき は、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る 部分

 $(3)\sim(6)$  「略]

「略]

第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法 人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法 人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

 $(3)\sim(6)$  「略]

「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(個人情報保護条例の一部改正)

第2条 個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前

### (個人情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次 | 第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次 の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれて いる場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならな い。

- (1)・(2) 「略]
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関 する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他 の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別す ることができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個 人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以 外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報 を除く。

ア・イ「略]

改正後

の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれて いる場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならな V /

(1)・(2) 「略]

(個人情報の開示義務)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関 する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他 の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別す ることができることとなるものを含む。) 又は開示請求者以外の特定の個 人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以 外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報 を除く。

ア・イ 「略〕

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員 及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政 法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職 務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職 及び当該職務遂行の内容に係る部分

 $(4)\sim(7)$  [略]

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

 $(4)\sim(7)$  「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。